

集団救急事故対策要綱

昭和61年2月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市救急業務取扱規程（昭和60年防府市消防本部訓令第5号）第25条第1項の規定に基づき、風水害、地震等の自然災害及び大規模な交通事故又は火災若しくは産業災害その他の事故により集団的に傷病者が発生した場合の救急活動（以下「集団救急業務」という。）を実施するための必要な対策を定めることを目的とする。

(集団救急業務の発令)

第2条 集団救急業務は、次の各号の一に該当する災害が発生したとき発令する。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び傷病者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 前各号に準ずるもので消防長が必要と認めた事故

(組織及び編成)

第3条 集団救急業務が発令されたときは、集団救急対策本部組織及び編成表（別表）により業務を遂行する。ただし、判明する死者及び傷病者の数に応じて出動編成を増減することができる。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき防府市災害対策本部が設置されたときは、前項の規定にかかわらず、その組織に編入されるものとする。

(消防対策部)

第4条 消防対策部(集団救急対策本部)は、消防本部内に設置し、消防総務班、警防班、予防班、通信指令班、消防班(現場指揮本部)を設ける。対策本部長は各班の統括指揮を任務とする。

2 対策本部長は、消防長とする。

(消防総務班)

第5条 消防総務班は、次の各号の業務を行う。

- (1) 県・市及びその他の関係機関との連絡に関すること。
- (2) 救護所設営に伴う関係機関への要請及び設営資材の調達に関すること。

- (3) 消防職員、団員の非常招集と応援救急活動班の編成配置に関すること。
- (4) 救急情報に関すること及び報道関係者に対する広報に関すること。

2 消防総務班長は、消防総務課長とする。

(警防班)

第6条 警防班は、次の各号の業務を行う。

- (1) 医療機関との連絡調整に関すること。
- (2) 医師等の派遣要請、救急資機材の調達に関すること。
- (3) 消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。
- (4) 自主防災組織との連絡調整に関すること。

2 警防班長は、警防課長とする。

(予防班)

第7条 予防班は、次の各号の業務を行う。

- (1) 事故原因及び実態の把握情報収集に関すること。
- (2) 事故現場付近への広報に関すること。
- (3) 医療機関等に搬送した傷病者の収容状況調査と集団救急事故傷病者一覧表（第1号様式）の作成に関すること。
- (4) 集団救急業務各組織の活動状況及び速報の作成に関すること。

2 予防班長は、予防課長とする。

(通信指令班)

第8条 通信指令班は、次の各号の業務を行う。

- (1) 通信の運用及び確保に関すること。
- (2) 災害活動の記録に関すること。
- (3) 出動体制の編成に関すること。
- (4) 関係機関への連絡に関すること。
- (5) 順次指令装置による消防職・団員の招集に関すること。

2 通信指令班長は、通信指令課長とする。

(消防班)

第9条 消防班（現場指揮本部）は、次の各号の業務を行う。

- (1) 救急活動班及び救護班の指揮に関すること。
- (2) 救護所の位置の選定と設置に関すること。

- (3) 出動各班の集結地点の選定に関する事。
 - (4) 出動各班の進入、退出路の設定に関する事。
 - (5) 死者又は、傷病者等の把握、情報資料の収集に関する事。
 - (6) 現場へ医療関係者の派遣要請に関する事。
 - (7) 出動関係機関の活動状況把握及び調整、連携に関する事。
- 2 消防班長（現場指揮本部長）は、消防署長とする。
- 3 消防班（現場指揮本部）の下に救急活動部隊を置き、救急活動部隊は、次の各号の業務を行う。
- (1) 救急活動部隊は、救急隊及び消防隊（消防車両等）、救助隊（救助工作車）をもって編成する。
 - (2) 救急活動部隊の長は、警備室長又は警備副室長とする。
- 4 救急隊は、次の業務を行う。
- (1) 傷病者の救出及び医療機関への搬送に関する事。
 - (2) 傷病者の応急処置に関する事。
 - (3) トリアージ・タグ（第2号様式）の作成、取付けに関する事。
 - (4) 死体の搬送及び定められた場所への安置に関する事。
 - (5) 死者又は傷病者の状況把握及び本部への報告に関する事。
- 5 消防隊及び救助隊は、次の業務を行う。
- (1) 傷病者の救出、搬送の支援に関する事。
 - (2) 現場活動障害の排除に関する事。
 - (3) 救急現場への必要資機材の搬送に関する事。
 - (4) 災害現場での危害予防及び二次災害の防止に関する事。
- （非常招集）

第10条 集団救急業務が発令されたときは、別に定める招集計画により、必要数の非番職員及び消防団員を招集して、救急及び救助活動の強化又は後発災害への対応を図るものとする。

（出動計画）

第11条 集団救急業務に関する出動隊及び車両は、次のとおりとする。

- (1) 第1次出動
 - ア 救急活動部隊

(ア) 事故発生場所を管轄する当直救急隊（本署は２隊）及び本署指揮車、消防隊、救助隊

(イ) 事故発生場所の最寄りの当直救急隊（本署は２隊）

イ 待機隊

救急業務に出動しない出張所隊は、後発災害に備え出動車両をもって本署に待機する。

(２) 支援出動

招集により出動した非番職員による救急活動部隊を編成し、予備救急車及び支援車両を使用する。

(傷病者の収容)

第 12 条 傷病者を収容する医療機関の選定は、受入医療機関と協議の上、救急隊で行う。

(１) やむを得ず収容先を分散するときは、重症者から第 3 次病院又は第 2 次病院の医療機関に収容する。

(２) 医療機関において傷病者のすべてを収容できないときは、防府市保健センター等に収容するものとする。

第 13 条 集団救急業務に関する訓練は、毎年 1 回以上実施するように努めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行する。

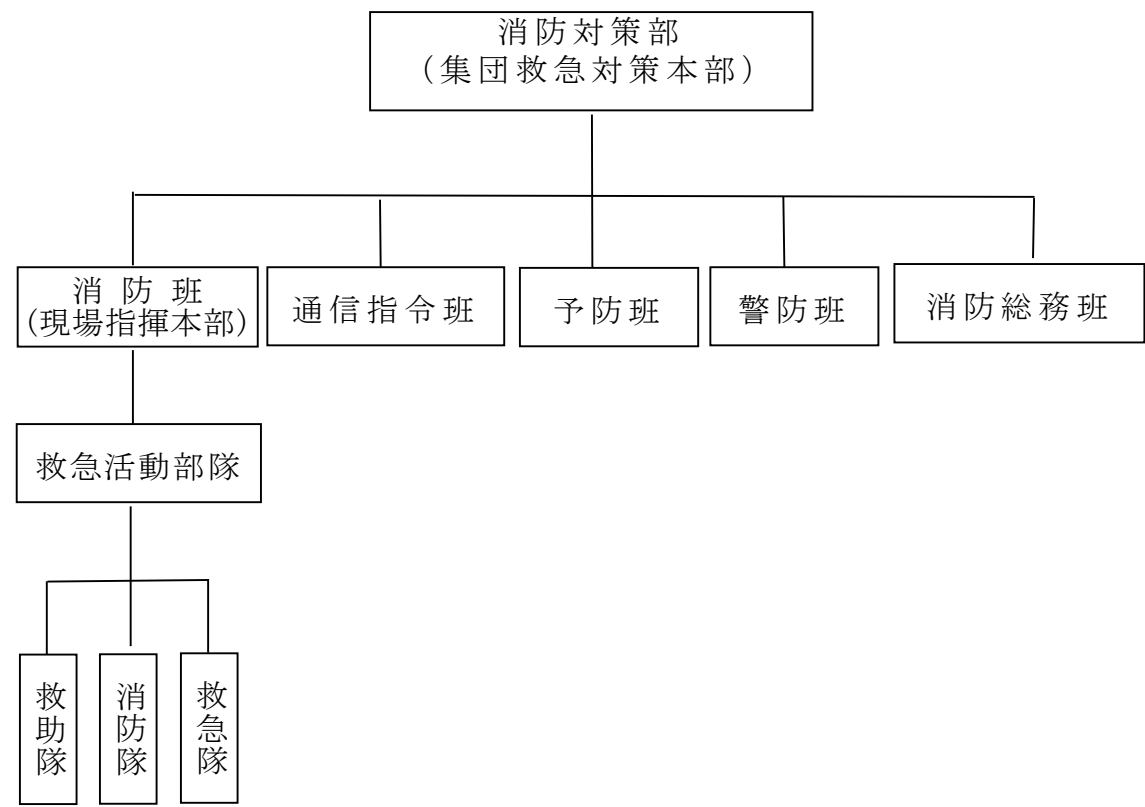
附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１２月１日から施行する。

消防対策部組織及び編成表



第1号様式

四年

[illegible]

第 2 号様式

1 枚目 (災害現場用)
2 枚目 (搬送機関用) (紐穴の直径は 3 mm)

1 枚目 →

2 枚目 →

○

(災害現場用)
(搬送機関用)

山口県防府市消防本部

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名 防府市消防本部		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 O I II III
トリアージ実施機関 防府市消防本部	医 師 救急救命士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項 1 意識 2 呼吸 3 脈拍 4 血圧 /	

11.0

1.8

6.2

16.0

8.0

数字は寸法を示し、紐穴を除き、その単位はセンチメートルとする。

3 枚目・表面（収容医療機関用）
（紐穴の直径は3mm）

No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名 防府市消防本部		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関 防府市消防本部	医 師 救急救命士 そ の 他
症状・傷病名	
特記事項 1 意識 2 呼吸 3 脈拍 4 血圧 /	

0	黒色
I	赤色
II	黄色
III	緑色

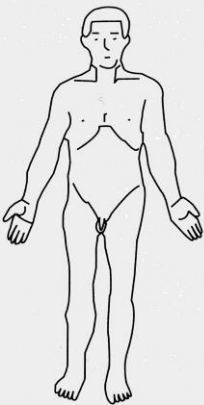
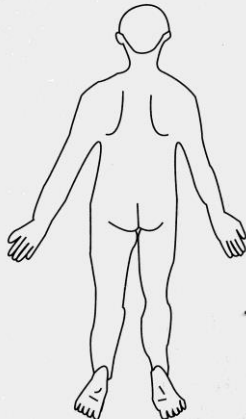
数字は寸法を示し、紐穴を除き、その単位はセンチメートルとする。

3 枚目・裏面（収容医療機関用）
（紐穴の直径は3mm）

○

特記事項

医師引継時の観察要領(時 分現在)			
バイタルサイン	1	意 識	JCS
	2	呼 吸	回 / 分
	3	脈 拍	回 / 分
	4	血 圧	/ mmHg

0	黒色
I	赤色
II	黄色
III	緑色